

歴史文化施設活性化に関する主な規制一覧

項目	懇談会による主な意見	現状	対応（検討）	備考																																			
指定管理者制度の見直し（指定期間の延長）	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度に問題がある。指定管理を任される限られた期間では制約があり、限界がある（第1回）。 4年間の指定管理者制度のあり方自体を考え直していかなければならないという問題提起が必要（第3回）。 	<ul style="list-style-type: none"> 「指定管理者制度に関する運用方針」（H28.6月作成）において、指定期間は、「基本4年程度（上限原則8年）」と規定。 指定期間が短いため、人材の確保、施設運営（維持保守、資金調達）等において長期計画が立てにくい。 また、指定管理者の決定には議会の議決が必要であり、事業開始年度の直前まで協定書は締結できない。そのため、最終年度後半から初年度にかけては、営業、PR活動が十分に行えない状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度上、指定期間を「8年」まで設定することが可能であるが、全指定管理施設37施設のうち、36施設（97.3%）が指定期間を4年以内に設定しており、独自性、見直し効果（サービス、費用）、検査体制等の精査が必要。 																																				
指定管理者制度の見直し（利用者増に向けたインセンティブ向上）		<ul style="list-style-type: none"> 利用料金について、条例上限額と実料金に差額があり、その差額は、指定管理者が吸収（負担）している。 道が指定管理負担金を算出する際には、指定管理業務費（総事業費）から、利用料金（条例上限額×過去3カ年度の利用者数平均）を差し引くため、利用者数が増加すると指定管理者の吸収（負担）額も増加する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">例</td> <td>○ 利用者数見込み 50,000人 の場合</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・差引額 利用料金（条例上限）</td> <td>1,000円</td> <td>×</td> <td>利用者数見込み（過去3カ年度平均） 50,000人 = 50,000,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・実収入 利用料金（実料金）</td> <td>600円</td> <td>×</td> <td>利用者数見込み（過去3カ年度平均） 50,000人 = 30,000,000円（差額 20,000,000円 を吸収（負担））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">示</td> <td>○ 利用者数見込み 80,000人 の場合</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・差引額 利用料金（条例上限）</td> <td>1,000円</td> <td>×</td> <td>利用者数見込み（過去3カ年度平均） 80,000人 = 80,000,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・実収入 利用料金（実料金）</td> <td>600円</td> <td>×</td> <td>利用者数見込み（過去3カ年度平均） 80,000人 = 48,000,000円（差額 32,000,000円 を吸収（負担））</td> </tr> <tr> <td colspan="5">☆ 利用者数が増加した結果、次期指定管理時の吸収（負担）額も増加（実利用料金の値上げは、利用者数の減少に繋がる可能性があり、慎重な判断が必要）。</td> </tr> </table>	例	○ 利用者数見込み 50,000人 の場合					・差引額 利用料金（条例上限）	1,000円	×	利用者数見込み（過去3カ年度平均） 50,000人 = 50,000,000円		・実収入 利用料金（実料金）	600円	×	利用者数見込み（過去3カ年度平均） 50,000人 = 30,000,000円（差額 20,000,000円 を吸収（負担））	示	○ 利用者数見込み 80,000人 の場合					・差引額 利用料金（条例上限）	1,000円	×	利用者数見込み（過去3カ年度平均） 80,000人 = 80,000,000円		・実収入 利用料金（実料金）	600円	×	利用者数見込み（過去3カ年度平均） 80,000人 = 48,000,000円（差額 32,000,000円 を吸収（負担））	☆ 利用者数が増加した結果、次期指定管理時の吸収（負担）額も増加（実利用料金の値上げは、利用者数の減少に繋がる可能性があり、慎重な判断が必要）。					<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者の収益力を高める手法の導入について検討が必要。 	
例	○ 利用者数見込み 50,000人 の場合																																						
	・差引額 利用料金（条例上限）	1,000円	×	利用者数見込み（過去3カ年度平均） 50,000人 = 50,000,000円																																			
	・実収入 利用料金（実料金）	600円	×	利用者数見込み（過去3カ年度平均） 50,000人 = 30,000,000円（差額 20,000,000円 を吸収（負担））																																			
示	○ 利用者数見込み 80,000人 の場合																																						
	・差引額 利用料金（条例上限）	1,000円	×	利用者数見込み（過去3カ年度平均） 80,000人 = 80,000,000円																																			
	・実収入 利用料金（実料金）	600円	×	利用者数見込み（過去3カ年度平均） 80,000人 = 48,000,000円（差額 32,000,000円 を吸収（負担））																																			
☆ 利用者数が増加した結果、次期指定管理時の吸収（負担）額も増加（実利用料金の値上げは、利用者数の減少に繋がる可能性があり、慎重な判断が必要）。																																							
犬の連れ込み	<ul style="list-style-type: none"> 公園の中の規制について、見直しをかけて柔軟な運用ができない限りは、人が動かない（第3回）。 条例、管理規則等の規制により、魅力ある公園利用となっていない（意見交換シート）。 塔下休憩所の有効活用（同） 住民にとってみれば憩いの森になり得る。地域住民をもっと取り込めないか（同）。 	<ul style="list-style-type: none"> 野幌森林公園記念施設地区管理規則において「指定場所」以外への犬（身体障害者補助犬を除く。）の連れ込み、つなぐことを禁止。 「指定場所」は、現在、同規則運用方針において、「車道に付設された歩道（歩道がない場所は、路側帯）及び駐車場」のみを規定（別図参照）。 記念塔周辺の芝生は遠足などの利用があり、糞尿による衛生上の問題から、「指定場所」としていない。 記念施設地区内の遊歩道（ふれあいコース等）は、道幅が狭く、利用者間のトラブル防止のため、「指定場所」としていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 運用方針改正により、「指定場所」の拡大は可能。 ただし、衛生上の問題や利用者間のトラブル防止の観点から、利用区分の設定、試験的实施や利用者アンケートなどの事前調査の検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ペットブームを背景に、現在の「指定場所」をH21年に規定。 																																			
記念施設地区内での野営、たき火、炊さん等		<ul style="list-style-type: none"> 野幌森林公園記念施設地区管理規則において「指定場所」以外での実施を禁止。（現在「指定場所」として規定している場所はない。） 	<ul style="list-style-type: none"> 運用方針改正により「指定場所」の規定は可能。 野営を行う場合は、職員の夜間待機（現在は委託警備員のみ）や緊急時（急病人の発生等）の対応について、検討が必要。 たき火、炊さんを行う場合は、林野火災に留意する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 《隣接地キャンプ場》小野幌青少年キャンプ場（札幌市所管）江別市森林キャンプ場（江別市所管） 																																			
球技の実施		<ul style="list-style-type: none"> 道立自然公園共通のホームページに、野球、ゴルフなどの球技を禁止する旨を掲載。 道立自然公園条例及び同施行規則に利用調整地区における球技禁止の規定はあるが、野幌森林公園に利用調整地区は存在せず適用対象外。 ホームページへの掲載は、利用者の安全確保等への配慮が背景にあるものと推測。 ※ 利用調整区域 = 道立自然公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、立ち入りを制限する区域。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度上の規定はなく、球技の実施は可能。 ただし、他の利用者の安全に影響を及ぼす場合や敷地の広域、長時間占有等が認められる場合の指導基準について、検討が必要。 																																				
展示建造物内の飲食	<ul style="list-style-type: none"> 開拓の村に関しては、生活感が表れる形での魅力の引き出し方ができればもっと良くなる（第2回）。 例えば、浦河町の赤心社の建物とか、ふるさと会を開催する場所として、活用するのが良いと思う（同）。 	<ul style="list-style-type: none"> 「飴」や「ラムネ」などの小売りは行っているが、食品の調理、販売は行っていない。 食品の調理、販売を行う場合、食品衛生法及び同施行条例に規定する施設基準を満たすための改修（衛生、換気、給湯など）が必要になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 改修を施すことにより展示建造物の忠実性が失われる可能性があり、慎重な検討が必要。 改修経費の確保や採算性について検討が必要。 																																				
展示建造物内の宿泊		<ul style="list-style-type: none"> 平成5年度から平成17年度までの間、小学校高学年を対象に実施していたが、財団職員の就労環境（夜間駐在）の問題もあり、現在は行っていない。 旧青山家漁家住宅や農村群の展示建造物を宿泊場所として利用し、料金は、傷害保険料のみを受け取っていた。 利用実績は、年1回（約45名）。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の夜間待機（現在は委託警備員のみ）や緊急時（急病人の発生等）の対応について、検討が必要。 宿泊料を受けて不特定多数の人を対象に反復継続して事業を行う場合は、旅館業法に基づく許可（札幌市）を受ける必要がある。 宿泊料を受け取る場合は、利用料金設定のため、博物館条例の改正が必要。 消防法の規定により誘導灯の設置が必要になる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 古民家を宿泊施設、レストラン等に活用する場合は、避難が容易と認められる場合について、「誘導灯」及び「誘導標識」の設置は特例的に不要。 住宅宿泊事業法の施行（H30.6）に伴い、道条例による営業期間等の規制を検討中。 																																			
寄附金の受入	<ul style="list-style-type: none"> 寄附者や寄附団体の感謝の意を表すような表示など、お金を集められる工夫はあり得る（第3回）。 	<ul style="list-style-type: none"> 寄附金の用途を指定する場合（例：展示建造物等の修繕や研究助成）は、指定寄附又は負担付き寄附と見なされる場合があり、事業拘束の観点から、財政協議が必要。 また、地方財政法に、割当的寄附金等の禁止が規定されており、募集方法等について、留意が必要。 現在、「北海道開拓の村文化財保存基金」があるが、指定管理者が主管する基金であり、指定管理者変更時の引き継ぎやインセンティブ（寄附金控除の面）で課題。 	<ul style="list-style-type: none"> 開拓の村の展示建造物について、老朽化により、一層の修繕費が必要になると見込まれることから、外部資金受入のためのインセンティブ向上（寄附金控除等）について検討が必要。 																																				
工作物の設置	<ul style="list-style-type: none"> 自然に触れながら楽しめる機能（ドックラン、アスレチック遊具等）を整備し、公園の魅力を高める（意見交換シート）。 	<ul style="list-style-type: none"> 公園内の遊歩道について、降雨等の影響により、陥没、水たまりがあり、バリアフリー化を進めるためには、路面の改良が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 公園内（特別地域）に工作物を設置する場合は、許可（知事）を受ける必要がある。 自然公園内での整備につき、路面の素材、工法について、関係団体と協議が必要。 																																				